

市民福祉委員会記録

1 日 時 令和6年10月2日(水)
午前10時00分 開会
午前11時06分 閉会

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員

委員長	黒田真徳	副委員長	藤田誠一
委員	加藤昌延	委員	渡辺高博
委員	伊藤嘉秀	委員	井谷幸恵
委員	小野辰夫	委員	篠原茂
委員	伊藤謙司		

4 欠席委員

なし

5 説明のため出席した者

・福祉部

部長	久枝庄三	総括次長(健康政策課長)	佐々木正子
健康政策課保健センター所長	寺尾佳代子		

・福祉部こども局

局長	沢田友子	こども未来課長	矢野佳美
----	------	---------	------

6 委員外議員

なし

7 議会事務局職員出席者

議事課係長 村上佳史

8 本日の会議に付した事件

(1) 所管事務調査

福祉施策について

こども家庭センターすまいるステーションについて

(2) 付託案件審査(継続審査分)

請願第6号 自己増殖型mRNAワクチン(レプリコンワクチン)の国民への接種中止を求める意見書の提出方について

請願第7号 新型コロナウイルスワクチンの定期接種から任意接種への変更と正確な情報や懸念について国民に十分な周知を行うことを求める意見書の提出方について

9 会議の概要

○ 開 会 午前10時00分

(委員長) : <開会挨拶>

(福祉部長) : <挨拶>

(1) 所管事務調査

福祉施策について

こども家庭センターすまいるステーションについて

(こども未来課長) 資料について説明

<質疑>

(委員) 支援が必要な家庭に対するサポートプラン作成について、こども未来課では、これまでの実績として2件あったということだが、具体的にはどのような相談であったのか。

(こども未来課長) 国から示されているのは、本人も含めたサポートプランで、本人に開示をして、その内容を本人と共有しながら実施していくことがひとつであり、そこまでに至っているのが2件となるが、1件は相談のやり取りをしてもすぐに忘れてしまうため、目に見える形で、お互いに情報共有をして、サービスの相談をしているものであり、もう1件は、子供に特性があり、子供の特性に応じたサポート利用についてのものである。

(委員) 地域資源との連携について、例えば泉川であれば、毎月の学校運営協議会定例会で学校の問題を話している。不登校は今年中に400人になると言われており、いろいろな人が携わって不登校を解決しないといけない。教育委員会だけでは全てを解決できないし、スクールソーシャルワーカーに言っても全ては解決できない。不登校に関しては、どのような相談や支援を行っているのか。

(こども未来課長) こども家庭センター自体が、最初の取っかかりの場所という位置づけがあり、不登校の内容で相談に来たときには、地域で不登校をサポートしているところを案内したり、教育委員会の支援メニューを伝えたりしているが、学校から相談が来る場合もある。不登校の子供だけでなく、家庭のほうにアプローチすることで解決できる場合もあるため、教育部門だけでなく福祉部門も関わりながら対応している。

(委員) 学校からも相談があるのか。

(こども未来課長) 全てではないが、学校としても家庭に何か問題があるのではないかとということで、学校がなかなか踏み込めないところについては、福祉部門からのアプローチに関する相談をいただくことがある。

(委員) すごい仕事量になると思うが、頑張ってもらいたい。

(委員) すまいるステーションについては、経験や資格が必要なかもしれないが、連携先の中に自治会などの身近で、人生の先輩である高齢者に相談できるシステムがあれば、より気軽に行けるのではないか。また、すまいるステーションのパンフレットも自治会で配布するほうが、高齢者や自治会員も助けてあげたいという気持ちになり、支援体制も広がると思うがどのように考えているのか。

(こども未来課長) 地域との連携として、民生児童委員に特に気になる方との関わりができないかということ、各校区を回り、個別に話をしていこうかという話は出ている。本市では、青年団も地域で活動をされていると聞いており、自治会までパンフレットを配布できていないと思うので、地域コミュニティ課とも相談したいと考えている。

(委員) 地域で子供を育てるという意味では、自治会のように近くにあり、すぐに相談できるような

システムがあればより早く発見できて、早く支援できると思うのでお願いしたい。

(委員) こども家庭センターの要件について、センター長や統括支援員には、資格や要件はあるのか。

(こども未来課長) センター長については、資格職としては問われていないため、私が兼務しているが、一般の行政職の部局長や課長が兼ねることも構わないという指針が出ており、組織としての長という位置づけで構わない。統括支援員については、母子保健機能と児童福祉機能の両方の業務について十分な知識を要するため、決まった受講時間の研修を受けることが義務づけられている。これは就任後でもよいということになっているため、統括支援員に当たっているものは、今年に入り研修を受けている。また、現在の統括支援員は保健師ではあるが、社会福祉士や保健師等の資格を有する者と規定されている。

(委員) まず、要保護児童対策地域協議会の対象児童は何歳までなのか。次に、相談支援の対象者の内訳について、対象者に記載されている子供とは、子供から支援してほしいという話が出てきているということなのか。また、ひとり親からの相談が271件あるが、先日こども家庭庁の方と話をする機会があり、来年度予算からひとり親家庭に対する支援予算が大規模に降りてくると聞いている。ひとり親家庭の方が悩んでいる内容が分かれば教えてほしい。

(こども未来課長) まず、要保護児童対策地域協議会の対象児童の範囲だが、児童福祉法での子供の年齢は18歳までになっているため、概ね18歳までが対象になり、高校生年代も入っている。次に、相談実績における子供についてだが、子供からの直接の相談もあるが、それほど多くはなく、大半が学校等を訪問した際に気になる子供がいるというところでの子供の数になる。最後に、ひとり親家庭の相談内容であるが、就労や子供の進学費用、経済的に苦しいこと、DVや元のパートナーとのことなど、多岐に渡っており、経済的などところが一定数ある。

(委員) こども家庭庁では、ひとり親家庭については、駆け込み寺のような、今晚だけでも、食事だけでも、というような施設を充実させたいということでの予算であったので、新居浜市でも必要であれば検討してもらいたい。また、子供からの相談数が少ないということが課題と感じており、資料の中の課題にも相談しやすい空間づくりとあるが、子供自身が市役所に来ることは難しく、電話もかけづらい。しかし、18歳までということであれば、相談したい子供は必ずいるはずなので、子供から直接相談を受けられる方法を今後検討していただきたい。

(委員) 課題の中の認知度が低いということに関して、すまいるステーションとインターネットで検索した場合にどのように表示されるのか。

(こども未来課長) 市役所のパソコンだからかもしれないが、新居浜市のこども家庭センターすまいるステーションが出てくる。

(委員) 若いお母さんや子供は、インスタやティックトックなどを使っており、冊子をいろんなところに配っても何人が見てくれるか分からない。閲覧者数や登録者数が少ないのであれば、すまいるステーションについて、悩みごとはここなどといった動画を配信するなど、各課で伸びるようなことを考えてもらいたい。また、すまいるステーション単独でインスタなどのチャンネルを作ることとは可能か。

(こども未来課長) シティプロモーション推進課に確認が必要だが、今の方針としては複数のアカウントが乱立するより、新居浜市として一つの中で情報発信をしたり、セグメントを分けてというような形で考えていると思うため、個別のアカウント作成は難しいと考えている。市の公式ラインからの情報がたくさん入ってくることもあるので、こども未来課としては、まずはホームページの工夫をする必要があると考えている。

(委員) ホームページはあるのか。

(こども未来課長) この4月にこども未来課のホームページとは別にこども家庭センターのホームペ

ージを作っている。

(委員) 市のホームページの中にあるのか。

(こども局長) そうである。

(委員) すまいるステーションという市とは別のものが作れないのか。

(こども未来課長) 今の市役所のルールではできない。

(委員) すまいるステーションは2拠点に分かれており、過去も子育て支援課の子育て世代包括支援センターと保健センター内の子育て世代包括支援センターのサテライトに分かれていて、結局同じように見える。説明では、補完的にいろいろなものが増えたということだが、結局はこれまでと同じで2か所に分かれていて、メリット、デメリットの説明のとおりだと思う。国が示すセンター長と統括支援員を1人ずつ置くということは、物理的に1つの中に存在して、それを振り分けてこそ成り立つのではないかと考えているが、将来的にはそのデメリット的な部分を補完するような思いはあるのか。

(こども未来課長) 現在保健センターで行っているものは母子保健機能に重きを置いている。母子保健で取り扱っているところで一体的にできれば連携もできていいのだが、母子保健のスタッフもかなりたくさんおり、市役所に入れる場所がない。子供に関することを一元的に受ける場所があったほうがよいと思うが、現状は難しいため、まずは、今できることをできる範囲でしていこうと考えている。

休憩 午前10時55分 / 再開 午前11時02分

(2) 付託案件審査(継続審査分)

◇請願第6号 自己増殖型mRNAワクチン(レプリコンワクチン)の国民への接種中止を求める意見書の提出方について

<意見・討論>

(委員) 9月定例会の審査の際にも意見を言ったが、定期接種自体が10月からの開始ということであり、実際の接種状況等を見守る必要があると考えることから、引き続き継続審査としていただきたい。

<採 決> 全会一致 継続審査

◇請願第7号 新型コロナウイルスワクチンの定期接種から任意接種への変更と正確な情報や懸念について国民に十分な周知を行うことを求める意見書の提出方について

<意見・討論>

(委員) 定期接種が10月から開始されること、接種自体は本人の任意の判断になること、健康被害や感染状況については、国や県のホームページに掲載されており、また市のホームページにも概要が掲載されているところであるが、経過を確認する必要があると考えられるため、継続審査が望ましいと考える。

<採 決> 全会一致 継続審査

○ 閉 会 午前11時06分